



Q 基金の中途脱退者の年金原資は、企業年金連合会に移換して年金化できますが、4月から基本年金の取扱いが変更になったようですが？

A ■企業年金連合会の通算制度

厚生年金基金（以下「基金」といいます。）を短期間で脱退した「中途脱退者」に対する年金は、中途脱退者が加入していた基金から給付されるべきですが、個々の基金において年金記録を長期間にわたって管理し、短期の加入期間に係る年金給付を行っていくことは、事務の負担面において困難なものとなります。

また中途脱退者が、その後いくつかの基金の加入員になることも考えられ、複数の基金からそれぞれの年金を受けることになれば、請求手続きが煩雑ものとなってしまいます。

さらに基金が解散した場合、基金の残余財産の分配金を一時金でしか受け取れないのであれば、定年退職後の備え（年金）とすることができないこととなります。

このため、中途脱退者や解散基金の加入員に対する年金の支給義務を連合会が引き継ぎ、給付を行う役割を果たしています。

■4月以降、基本年金の移換はできない

平成26年3月31日までに、基金の基本年金（基本部分）について、支給義務の移換の申出が連合会に対して行われた場合は、連合会から「基本年金」が支給されます。

また、基本年金の支給義務の移換と合わせて、脱退一時金相当額（加算部分）が移換された場合は、連合会から基本年金と合わせて「通算企業年金」が支給されます。

平成26年4月1日以降は、連合会に対して

基本年金の支給義務の移換の申出を行うことはできなくなり（将来、基金から支給）、脱退一時金相当額の移換のみを行うこととなります。

■解散基金加入員の年金通算

連合会は、平成26年3月31日までに解散した基金から最低責任準備金（代行部分）を徴収し、解散基金の加入員に対して、「代行年金」を支給しています。また、残余財産分配金（加算部分）を連合会に移換された場合は、「通算企業年金」を支給しています。

連合会が支給する代行年金は、国の老齢厚生年金の一部であるため、支給要件は老齢厚生年金と同様となっています。

また、規約において支給停止を行わないと規定している基金の解散基金加入員であっても、連合会が支給する代行年金は、国が支給する老齢厚生年金と同様に、在職中による調整や雇用保険（失業給付等）との調整による支給停止の対象となるため、代行年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

平成26年4月1日以降に解散した基金の加入員については、残余財産分配金のみを連合会に移換して年金化することとなります（代行部分は将来、国から支給）。

■連合会から企業年金への移換

連合会に移換している脱退一時金相当額は、各基金の規約に定める場合、転職の際に本人の申出により、転職先の企業年金に移換することが可能です。



Q 4月から年金機能強化法が施行されますが、具体的にどのような改正項目が実施されるのでしょうか？

A 平成26年4月から年金機能強化法が施行されました。受給資格期間を10年に短縮（27年10月施行）などの改正が予定されていますが、今年4月施行の改正事項は以下のとおりです。

■保険料免除に係る遡及期間の見直し

国民年金保険料の免除の遡及期間は、申請時点直前の7月（学生納付特例は4月）までとなっていました。過去2年分まで遡って申請ができます。

■法定免除期間の保険料の納付

法定免除を受けている人が保険料を納める場合、保険料の追納のみ可能でしたが、法定免除期間のうち本人が申出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付できます。

■付加保険料の納付期間延長

国民年金の付加保険料は、納付期限（翌月末）までに納めなければ、加入を辞退したとみなされましたが、国民年金保険料と同様に、過去2年分まで納付できます。

■産前産後休業期間中の保険料免除

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了になる人は、厚生年金保険料の免除（平成26年4月以降の保険料）の対象となります。

■産前産後休業終了時の標準報酬の改定

産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3ヵ月間の報酬額をもとに、標準報酬月額が改定されます。

■遺族基礎年金の男女差の解消

遺族基礎年金の支給対象者は「子のある妻」または「子」でしたが、改正後は「子のある夫」も支給対象になります。

■未支給年金を請求範囲が拡大

未支給年金の支給範囲が、「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」に加え、「それ以外の3親等内の親族（甥・姪、叔父・叔母、子の配偶者など）まで拡大されます。

■繰下げ請求の取扱いの見直し

70歳に達した後に繰下げの申出を行ったときは、申出月の翌月から年金が支給されていましたが、繰下げの申出を行うまでの期間の年金も支給されます。

■障害年金の待機期間の緩和

障害年金受給者の障害の程度が増進した場合、額改定まで1年の待機期間を経なければなりませんでしたが、障害の程度が増進したことが明らかである場合には、1年を待たずに請求することができるようになります。

■任意加入者の未納期間の合算対象期間算入

国民年金の任意加入被保険者（会社員の妻や海外在住者など）の保険料未納期間も、合算対象期間として受給資格期間に算入されます。

■所在不明高齢者に係る届出の義務化

年金受給者が所在不明となっている場合、世帯員は所在不明である旨の届出を義務化し、年金の支払いが一時差し止めとなります。